

公立小松大学オープンアクセス方針

令和8年2月9日
教育研究審議会 承認

(趣旨)

1. 公立小松大学（以下「本学」という。）は、本学の教育・研究成果を広く学内外に公開することにより、教育・研究活動のさらなる発展に資すること、社会に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

(教育・研究成果の公開)

2. 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された本学の研究者の教育・研究成果（以下「教育・研究成果」という。）を、公立小松大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）等によって公開する。ただし、教育・研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

3. 本学は、著作権及び知的財産権等の手続き上の理由、その他教育・研究遂行上の支障等の理由により公開が不適切であると判断される場合は、当該教育・研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4. 本方針施行以前に出版された教育・研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した教育・研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリの運用)

5. リポジトリの運用については、公立小松大学学術情報リポジトリ運用指針（令和7年11月26日図書館運営委員会制定）に基づき取り扱う。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

本方針は、令和8年3月1日から施行する。